

地方公営企業会計制度の見直しについて

1 経緯

地方公営企業の会計制度については、企業会計基準の見直しの進展や地方分権の推進を背景に、国の研究会において見直しが議論され、提言がなされました。

これを受け、平成 24 年度には地方公営企業法の改正により、資本制度の見直しが行われ、平成 23 年度決算に係る利益の処分等を議決により行うことができるようになりました。

さらに地方公営企業法施行令も改正され（平成 24 年 1 月 27 日公布、同年 2 月 1 日施行）、予算に関する説明書が一部変更されるなど、**地方公営企業会計基準の見直しについて、平成 26 年度予算から適用されることとなりました。**

2 会計基準見直しの概要

交通局の平成 26 年度予算に関連する主な見直しの項目及び内容は以下のとおりです。

| 項目 | 交通局における変更内容 |
|-------------------------|---|
| 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更 | 「みなし償却制度(※)」が廃止され、補助金等をもって取得した固定資産について、これまで減価償却の対象外とされていた部分の減価償却を実施し、補助金等相当額について、減価償却にあわせた額を収益計上（減価償却費の増・営業外収益の増） |
| 引当金の計上義務化 | 退職給付引当金、賞与引当金等を新規計上（特別損失の計上） |
| 減損会計の導入 | 固定資産について、帳簿価額が現在価値に満たないものについては、過大な帳簿価額を適正価額まで減額（特別損失の計上） |

(※)【みなし償却制度】

補助金等をもって取得した固定資産については、取得に要した価額から、補助金等の金額を控除した額を帳簿価額とみなして減価償却費を算出する制度

3 会計基準見直しに伴う平成 26 年度予算（案）への主な影響

会計基準の見直しに伴い、平成 26 年度予算において、みなし償却制度の廃止により、減価償却費が増加し、**営業利益は減少**することが見込まれますが、減価償却に相当する額を新たに営業外収益に計上することから、**経常利益は確保**できる見込みです。

また、退職給付引当金など引当金の計上が義務化され、一時的に特別損失が発生し、平成 26 年度予算（案）では、**純損益が赤字**となる見込みです。

なお、退職給付引当金について、自動車・高速鉄道両事業ともに 100 億円程度の特別損失が発生する見込みです。

4 予算に関する説明書の一部変更

地方公営企業法施行令の改正に伴い、予算議案とあわせて提出することとなっている「予算に関する説明書」について、平成26年度予算から一部変更され、従前、添付していた資金計画を廃止し、**予定キャッシュ・フロー計算書を加えます。**また、当該年度（平成26年度）及び前年度（平成25年度）の予定貸借対照表を加えます。

なお、予算議案の様式等に変更はありません。